

療養補償請求書（様式第6号）のチェックポイント

基金に提出する前に、任命権者・所属において、療養補償請求書（様式第6号）を確認してください。

- ※ 指定医療機関を受診する場合は、都支部様式第1号、様式第5号を使用します。
この場合、請求書は指定医療機関から直接基金に提出され、所属・任命権者を經由しません。
- ※ 受診する前に、当該医療機関が指定医療機関（巻末の一覧表参照）かどうか確認の上、被災職員が正しい様式をもれなく医療機関に持参するよう指導してください。

● 表面（1号紙）について・・・職員本人及び医療機関・薬局が記入 チェック欄

	項目	受領 委任	自己 負担
1	認定番号、請求回数、請求年月日、住所、 ^{ふりがな} 氏名について、記入、押印しているか。		
2	「1 補償費用の受領委任」欄について、委任者欄は請求者（職員）が、受任者欄は医療機関・薬局が、それぞれ記入・押印しているか。		/
3	「2 被災職員に関する事項」欄について、すべて記入しているか。		
4	「3 診療費」～「8 療養補償請求金額（3～7の合計額）」欄について、2号紙以下の明細と照合して矛盾なく記入しているか。		
5	「9 送金希望の場合」欄について、 <u>医療機関・薬局</u> の口座情報を普通・当座の別、 <u>フリガナ</u> 等もれなく記入しているか。		/
6	「9 送金希望の場合」欄について、 <u>職員本人</u> の口座情報を普通・当座の別、 <u>フリガナ</u> 等もれなく記入しているか。	/	

● 裏面（2号紙）について・・・診療費について医療機関が記入 チェック欄

※ 医療機関が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

	項目	受領 委任	自己 負担
1	「傷病名」欄に認定傷病名を正しく記入しているか。 (※認定されていない傷病（私病等）に関する療養は、補償の対象外)		
2	「診療開始日」「診療期間」「診療実日数」を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の診療ではないか。		
3	「診療費請求合計額」は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。		/
4	「診療報酬点数表により計算できるもの」の合計点数は、添付してある領収書の合計点数と同点であるか。	/	
5	添付してある領収書の合計金額は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。	/	
6	診療機関による証明がされており、押印もれがないか。 (※医療機関が電算で打ち出したもの等を添付している場合も必要)	/	

● 別葉（3号紙）について・・・調剤費について薬局が記入

※ 薬局が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

チェック欄

	項目	受領 委任	自己 負担
1	「処方せんを交付した診療機関の名称、所在地」「担当医氏名」を記入しているか。		
2	「調剤期間」を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の調剤ではないか。		
3	「合計金額」は1号紙の「4 調剤費」の額と同額であるか。		/
4	「合計点数」は添付してある領収書の合計点数と同点であるか。	/	
5	添付してある領収書の合計金額は1号紙の「4 調剤費」の額と同額であるか。	/	
6	薬局による証明がされており、押印もれがないか。 (※薬局が電算で打ち出したもの等を添付している場合も必要)	/	

● 別葉〔診療費請求明細〕歯科用について・・・診療費について歯科の診療機関が記入

※ 診療機関が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

チェック欄

	項目	受領 委任	自己 負担
1	職員氏名、診療月、診療実日数、診療日を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の診療ではないか。		
2	「傷病名部位」欄に認定傷病名を正しく記入しているか。 (※認定されていない傷病（私病等）に関する療養は、補償の対象外)		
3	「請求額」は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。		/
4	「点数で算定するものの合計」の点数は、添付してある領収書の合計点数と同点であるか。	/	
5	添付してある領収書の合計金額は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。	/	
6	診療機関による証明がされており、押印もれがないか。 (※診療機関が電算で打ち出したもの等を添付している場合も必要)	/	

● その他のチェック事項

チェック欄

1	自己負担分を請求する場合、領収書を添付しているか。		
2	移送費については、医師が通院日を（タクシー等の場合は理由についても）証明した「移送費明細書」の添付があるか。また、経路は合理的で、通勤手当との重複支給はないか。		
3	コルセット、固定装具等購入については、当該装具の必要性に関する医師の証明があるか。また、購入年月日と被災日・治ゆ日とに矛盾がないか。（なお、「補装具証明書」によらず、療養費請求書の摘要欄等に記入してもよい。）		
4	個室・上級室利用については、その理由、期間に関する医師の証明があるか（なお、「個室・上級室証明書」によらず、療養費請求書の摘要欄等に記入してもよい。）		
5	文書料について、保険請求や職場に提出するための診断書等の料金を請求していないか。		